勝部地域まちづくり協議会運営細則

（委員：規約第９条関係）

第１条　　規約第９条第３項の規定による委員の選出基準及び委員数は、次のとおりとする。

規　　約	勝部地域まちづくり協議会委員	定　　数
第９条第（１）号	桑原・澄水・楠根・紙屋・田原谷・八葉寺の区長及び代理区長	１２名
第９条第（２）号	勝部地域内各種団体等（財産区管理会、青谷小学校ＰＴＡ、青谷中学校ＰＴＡ、すくすく保育園保護者会、第１寿会・第３寿会、防犯協議会、日赤奉仕団、消防第４分団、各区自主防災会、交通安全協会勝部分会、人権教育推進協議会、健康づくり推進員会、特産物振興部会、青谷勝部郵便局、かちべ伝承館、やまびこくらぶ、勝部岩力おどり保存会）の長又は代表者	２３名
第９条第（３）号	まちづくり委員、民生児童委員	若干名

（役員及び委員の任期：規約第１１条関係）

第２条　　規約第７条第２項第（１）号の規定により選出された役員が、任期途中において規約第９条第１項の規定による委員資格を喪失するに至った場合でも、役員としての地位を失わないものとする。

２　　規約第７条第２項第（２）号及び（３）号の規定により選出された役員及び規約第９条第１項の規定により選出された委員が、任期途中において委員資格を喪失するに至った場合は、規約第１１条第２項により取り扱うものとする。

（注）３月３１日までは前任者の残任期間、４月１日以降が所定の任期となる。

（部会の活動分野及び構成：規約第１５条関係）

第３条　　規約第１５条第２項の部会の活動分野及び構成は次のとおりとする。

部会名	活動の主な分野の例示	構　成	備　考
総務企画部会	１まちづくり協議会の活動拠点施設の充実に関すること ２まちづくり先進地事例研究に関すること ３行政財産の活用と処分に関すること ４まちづくり活動の財源（行政支援による財源、自主財源）の確保に関すること ５まちづくり情報の収集・発信（広報誌の発行と情報コーナーの設置など）に関すること ６地域懇談会の開催に関すること ７自治会・各種団体等の固有要望の実現、自治会・各種団体・近隣まちづくり協議会等との連携に関すること ８まちづくり活動・事業に対する評価の実施に関すること ９かちべ伝承館との連携に関すること 10 ごみ減量化、不法投棄防止など、ゴミ処理対策の推進に関すること	・　各区長 ・　かちべ伝承館 ・　まちづくり委員 ・　自治連合会 ・　防犯協議会 ・　消防第４分団 ・　各区自主防災会 ・　交通安全協会勝部分会 ・　地区公民館	

	11 災害に備えた地域防災対策、防犯対策・交通安全対策に関すること ※自然災害を最小限にする自主防災組織の育成強化と防犯・交通安全の啓発 12 バス交通維持対策と高齢者の交通手段確保に関すること ※生活交通運行対策としてのかちべ型モデル立案とシュミレーション 13 避難行動要支援者支援制度の登録者促進につながり強化のこと 14 森林経営管理制度の推進のこと		
地域づくり部会	1 農業振興と耕作地の有効活用、林業振興と健全な森林づくりなど、農林業の振興に関すること 2 ふるさと便を活用した交流、地産地消の促進など、特産物振興に関すること 3 上寺地遺跡公園を視野に入れた特産品の開発に関すること	・ 各代理区長 ・ 財産区管理会 ・ 特産物振興部会 ・ まちづくり委員 ・ 自治連合会 ・ 地区公民館	
ふれあい部会	１地域の伝統行事の継承に関すること ２住民の健康（食育）・福祉の増進に関すること ３ふれあい・交流活動（敬老会、文化祭・運動会、各種スポーツ大会の開催、地区及び各区公民館を活用した日常的な交流の場づくりなど）に関すること ４地区公民館主体による生涯学習活動（各種講座の開設、講演会の開催、グループ活動など）の推進に関すること ５人権教育の推進に関すること 6 地域の自然に親しむことができる環境整備・美化活動に関すること	・ 小学校ＰＴＡ ・ 中学校ＰＴＡ ・ 保育園保護者会 ・ 民生児童委員 ・ 第１寿会・第３寿会 ・ 日赤奉仕団 ・ 人権教育推進協議会 ・ 健康づくり推進員会 ・ 青谷勝部郵便局 ・ やまびこくらぶ ・ 勝部岩力おどり保存会 ・ まちづくり委員 ・ 地区公民館	テーマ みんなが健康で心豊かな村づくりの推奨

２　規約第１５条第５項の規定により選任されたまちづくり活動推進員は、部会の構成員となる。

第４条　　この細則の変更は、総会の承認による。

附　則

１　この細則は、平成２１年１月２０日から施行する。
２　この細則は、平成２１年５月１０日から施行する。
３　この細則は、平成２３年５月１３日から施行する。
４　この附則は、平成２４年５月１１日から施行する。
５　この附則は、平成２６年４月１７日から施行する。
６　この附則は、平成２８年４月２１日から施行する。
７　この附則は、平成２９年４月２０日から施行する。
８　この附則は、平成３１年４月１９日から施行する。
９　この附則は、令和　２年４月１８日から施行する。
10　この附則は、令和　２年６月１９日から施行する。
11　この附則は、令和　４年４月２２日から施行する。